

消費税の難点-給付付き税額控除 発表日：2012年1月6日（金） ～高齢者への還元は世代間アンバランスを温存～

第一生命経済研究所 経済調査部
担当 熊野英生 (TEL:03-5221-5223)

消費税率の引き上げに対しては、その逆進性が問題視されている。その対応策として、給付付き税額控除の導入が、「社会保障と税の一体改革」でも検討されることになっている。しかし、税額控除の範囲を広げ過ぎると、高齢者が消費税負担を負わなくて済むことになり、本来の目的であったはずの世代間アンバランスの是正が骨抜きになってしまう。制度運用には、政治的な思惑に注意して慎重に検討を進めることが望まれる。

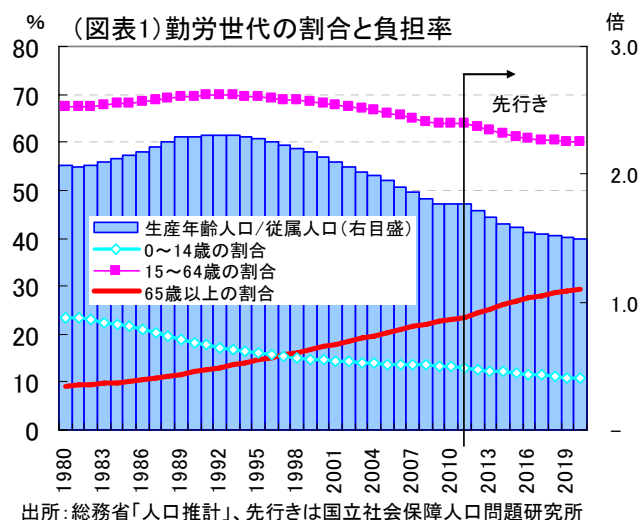
消費税増税に賛成してもらう条件闘争へ

社会保障改革の目玉として、政府・民主党が消費税率の引き上げ案を決めた。いよいよ2014年4月から8%への税率引き上げが現実味を帯びてきた。同時に、政治的に、何としてでも消費税率を引き上げるために、様々な条件設定を付け足して、反対論を懐柔しようという動きになっていくだろう。

その中で、給付付き税額控除は、消費税の逆進性に対する切り札として考えられているようである。しかし、その使い方を間違えると、消費税率を引き上げることに對する元来の意義がぶれてしまう。特に、低所得世帯の範囲を広くとって、一律に現金を多目にキャッシュバックすると、高齢者からは、ほとんど消費税を徴収しないことと同じことになる。本来、消費税は、税・社会保障負担の世代間アンバランスを均そうとすることが目的だったはずだ。給付付き税額控除には、若者から徴収した税金を高齢者へと引き渡す効果があることを忘れてはいけない。

消費税率の引き上げは世代間アンバランスの是正策

まず、世代間アンバランスの状態をみてみよう。基本的図式は、人口構成は、生産年齢人口（15～64歳）が減って、彼らによって支えられている従属人口（0～14歳と65歳以上人口）の割合が高まることにある（図表1）。従属人口は、生産年齢人口の所得で直接・間接的に養われていることが多いので、そのバランスが崩れると、少ない人数の現役世代で子供と高齢者を養わなくては行かなくなる。1人の従属人口を、2011年時点では1.76人の生産年齢人口が養っている関係である。人口ボーナス期であった1991・92年はこの人数が2.31人だったのが、1990年代中盤から人口オーナス期に移行して、これがさらに2020年には1.50人まで減る見通しである。



「社会保障と税の一体改革」でも、「日本は近年3人で1人の『騎馬戦』社会になり、このままでは、2050年に国民の4割が高齢者になって、高齢者1人を1.2人の現役世代が支える『肩車』社会が到来する」と問題意識をしっかりと記述していた。

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

日本の年金制度が、純粋な積立方式を修正積立方式に変えると同時に、積立金と給付額の調整を行ってきたことは周知の事実だろう。年金改革では、勤労世代は年金保険料率が引き上げられ、給付水準はマクロ経済スライドで実質的に切り下げられる仕組みになっている。

しかし、それだけではならず、基礎年金部分の1/2は国庫負担にして、財源を先々は消費税率の引き上げによって賄うという構想が、以前から立てられていた。消費税率を引き上げれば、高齢者からも徴税が行われるので、これ以上の給付水準の抑制を求めることなく、若者から高齢者への所得移転をリバランスすることができる。消費税は、若者（＝高齢者以外）からも高齢者からも同様に、8%ないし10%の定率で徴収されるので、年金制度など高齢者向けの社会福祉システムを国庫負担で支えようとするときに、相対的に若者からの負担を減らすことができる。

参考までに、消費税の負担割合は、10.0兆円の税収（2010年度）のうち、65歳以上の高齢者分は3.4兆円で、それ以外の世代は6.6兆円である。消費税では、高齢者：現役世代＝1：2の割合で税負担をすることになっている。この状況は、個人消費に占める高齢者の割合がすでに過去よりも大きくなっていることを反映している（図表2）。

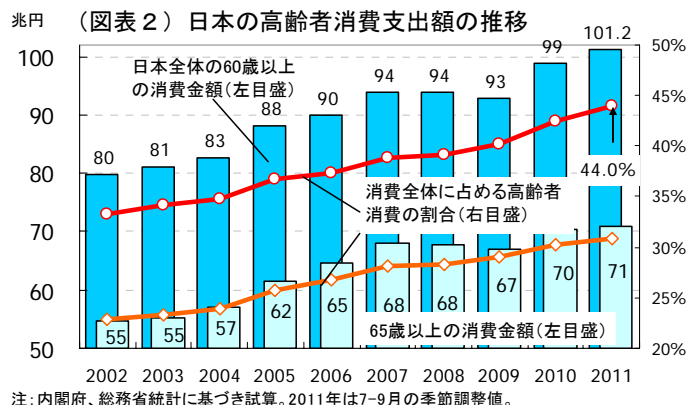
一方、源泉徴収される「給与所得からの所得税」は8.6兆円（2009年度）で、65歳以上の高齢者分は3.3%のシェア（約2,800億円、それ以外の世代は8.3兆円）を占めている。公的年金も、源泉徴収されて所得税を支払うことになっているが、控除が手厚いこともあり、ここ数年は約4,000億円に止まっている。消費税では、高齢者：現役世代の割合が1：2なのに、給与所得・年金所得を対象とした源泉所得税では、高齢者：現役世代＝1：9の割合でしか負担を求められない。消費税の増税を先送りするほど、高齢者が負担増も延期される図式なのである。

逆進性の議論は本当に正しいのか？

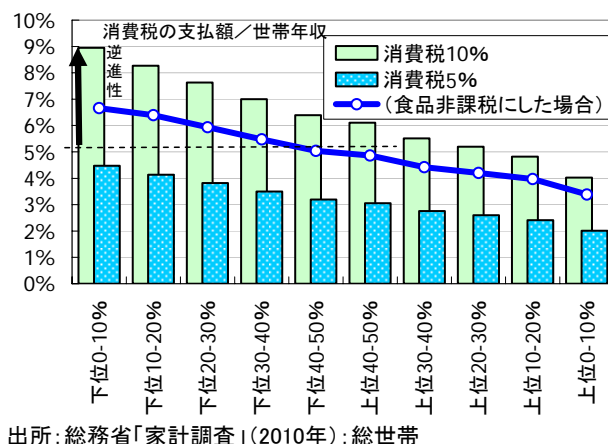
ところが、消費税率の引き上げをしようとする、消費税は逆進的な課税であるという批判がつきまとう。確かに、低所得層ほど消費性向が高いので、定率の消費税は、所得水準に対しては逆進的な傾向を作り出す（図表3）。

そこでそうした批判を背景に、高齢者に給付付き税額控除を導入して逆進性を緩和しようというアイデアが登場する。具体的に、一律の5万円のキャッシュバックを行ったならばどうなるか。消費税率10%で、8万円を支払うようになるはずの高齢者が、実質3万円の負担しか負わなくて済むことに逆戻りしてしまい、世代間の受益と負担のアンバランスが解消されない。

単純な数値例を使うと、国民10人のうち3人が高齢者で、7人がそれ以外だったとする。3人が実質3万円の負担で済んで、若者達7人が各8万円を負担する。消費税負担は、高齢者：現役世代＝1：6まで負担率は歪む。



（図表3）所得階層別に見た消費税の負担率



本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

逆進性に対する配慮として配られる5万円は、政府から高齢者への贈与なのではなく、若者から高齢者への所得移転である。全体の消費税収は、給付付き税額控除を追加すると、消費税収は減ってしまい、不足した分は税率を高く設定しなくてはいけなくなる。例えば、給付付き税額控除がなかったときは、10%で済んでいたはずの税率が、税額控除を含めることで、12%にまで上昇することになる。

もっと考慮しないといけないのは、逆進性への配慮を拡大解釈して、低所得層だけではなく、中位層まで給付の対象に含められた場合である。政治的には、増税は嫌われるが、給付金を配ることは、むしろ歓迎される。例えば、年収500万円の世帯まで一律5万円のキャッシュバックが受けられるようになると、世帯の約半分が対象になってしまい、逆進性対策を拡大解釈をし過ぎることになってしまう。実質は、中堅以上の所得層から、中位・低所得層への税金のプレゼントになってしまうと、せつかくの給付付き税額控除のアイデアもおかしくなる。

低所得層の半数以上は高齢者

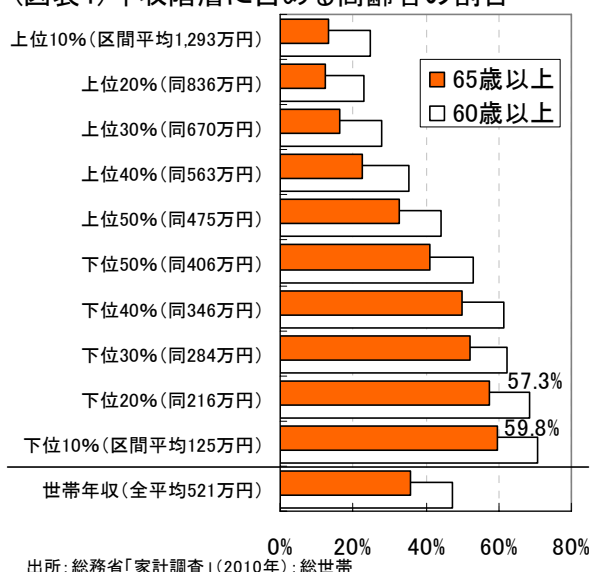
逆進性の問題については、その実態をもう少しデータに基づいて、詳細に分析しておく必要がある。例えば、低所得層とは誰なのかを考えると、その中で年齢別にみていくと、高齢者の割合が多いことに気付く。家計調査・総世帯の2010年のデータで、所得分位別のクラスターをみると、下位20%の低所得層は、年収平均が251万円になる(図表4)。下位20%の世帯のうち、世帯主年齢が65歳以上の世帯は、実に59.8%を占める(60歳以上は70.7%)。割合の見方を変えると、65歳以上の高齢者世帯の中で、下位20%の所得層に入るのは32.7%になる。このことは、下位20%の逆進性に配慮すると、高齢者の3人に1人について、消費税負担を追加的に負わないような扱いになってしまう。

逆進性への対処として、年収平均251万円の低所得20%の世帯を配慮するというのは、まだ穏当な範囲の取り方だと思える。もしも、年収500万円以下の世帯に配慮することになると、全世帯の約半数が対象になり、高齢者についても、65歳以上の約73%の世帯が、免税措置を受ける対象に広がることになる。給付付き税額控除の対象範囲を広くし過ぎることは、実質的に高齢者を消費税負担から免除するのと同じことになってしまうかねない。

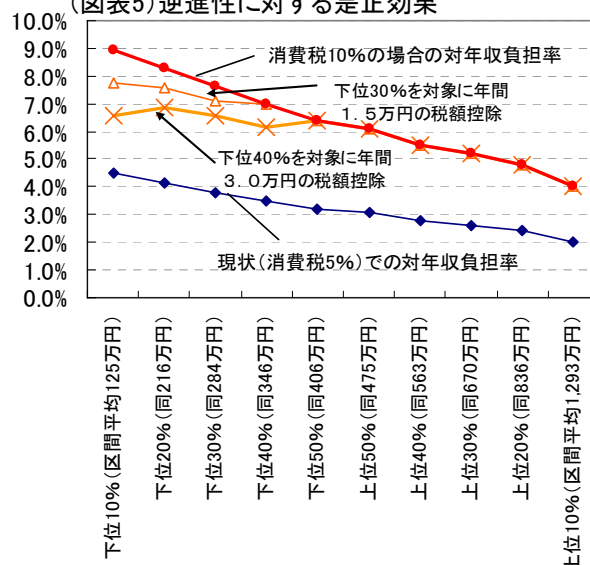
対処方法は柔軟に考える必要

筆者は、正直に言って、給付付き税額控除そのものを否定的に捉えてはいない。制度の使い方さえ間違わなければ、合理的に利用できる可能性を秘めた仕組みと言える。例えば、勤労世代だけに関して、消費税負担が重くならないように、給付付き税額控除を導入し

(図表4) 年収階層に占める高齢者の割合



(図表5) 逆進性に対する是正効果



本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

て、ワーキングプアへの対策を講じることは積極的に考えてよい。高齢者であっても、勤労を継続することを前提にして、一定の範囲で給付付き税額控除の対象に含めるのであれば、雇用促進の意味でもプラスである。

例えば、高齢者を含めて給付付き税額控除を行うのならば、年間1.5万円の給付を、下位30%の年収平均284万円に絞って行う。それならば、概算で年間2,500億円の費用で税額控除を賄える(図表5)。因みに、下位40%の年収平均346万円まで拡大し、3万円をキャッシュバックすると、税額控除の費用は年間6,600億円に膨らむ。要するに、給付付き税額控除の範囲を必要以上に広げ過ぎなければよいのだ。その点を曖昧にすると、逆進性対策に名を借りた、ばらまき政策に変わりかねないところが恐ろしい。

この給付付き税額控除の元になっている「負の所得税」を提唱したミルトン・フリードマンは、「負の所得税」を創設する代わりに、福祉政策を大幅に縮減できるという効果を喧伝していた。それなのに、フリードマンの意図とは全く逆の使われ方が成される可能性がある。フリードマンは、ケインズ主義を否定していたが、政治的プロセスの中でケインズの総需要政策が歪んでしまったように、フリードマンのアイデアもまた歪められそうだということは、歴史の皮肉としか言いようがない。